

消 防 予 第 51 号
平成 28 年 2 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件等の公布について
(通知)

配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件(平成 28 年消防庁告示第 7 号。以下「7 号告示」という。)、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(平成 28 年消防庁告示第 8 号。以下「8 号告示」という。)、不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準の一部を改正する件(平成 28 年消防庁告示第 9 号。以下「9 号告示」という。)及び消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件(平成 28 年消防庁告示第 10 号。以下「10 号告示」という。)が本日公布されました。

今回の改正は、配管の摩擦損失計算の算式等について見直しを行うほか、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備に係る点検の基準及び点検票の様式並びに消防用設備等試験結果報告書の様式等について所要の規定の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一 7 号告示に関する事項

- 1 一般配管用ステンレス鋼鋼管(JISG3448)及び配管用ステンレス鋼鋼管(JISG3459)を用いる際の配管の摩擦損失計算の算式について、流量係数 140 に対応したものとしたこと(配管の摩擦損失計算の基準(平成 20 年消防庁告示第 32 号。以下「32 号告示」という。)第 2 関係)。

- 2 一般配管用ステンレス鋼鋼管に応じた管継手（JISB2309）に係る等価管長を別表第4に追加するとともに、一般配管用ステンレス鋼鋼管に応じたバルブ類の等価管長について、流量係数140に対応したものとしたこと（32号告示別表第4関係）。
- 3 配管用ステンレス鋼鋼管に応じた管継手及びバルブ類の等価管長について、流量係数140に対応したものとしたこと（32号告示別表第5、別表第6及び別表第7関係）。
- 4 その他所要の規定の整備を行ったこと。

第二 8号告示に関する事項

- 1 ハロゲン化物消火設備の加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等及び粉末消火設備の加圧式粉末消火剤貯蔵容器等に係る点検の基準について、加圧用ガス容器等のバルブ類を点検の対象に追加したこと（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年消防庁告示第14号。以下「14号告示」という。）別表第7及び別表第8関係）。
- 2 ハロゲン化物消火設備に係る点検の基準について、圧力上昇防止措置を点検の対象に追加したこと（14号告示別表第7関係）。
- 3 点検基準の改正に伴い、消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を改正したこと（14号告示別記様式第7及び別記様式第8関係）。

第三 9号告示に関する事項

容器弁が手動により容易に開放できること等を容器弁に求められる機能として明文化したこと（不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和51年消防庁告示第9号）第3第1号関係）。

第四 10号告示に関する事項

消防用設備等試験結果報告書の様式に、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備に設ける容器弁のバルブ類の開放試験に係る項目を追加するとともに、所要の規定の整備を行ったこと（消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第4号）別記様式第7及び別記様式第8関係）。

第五 施行期日等に関する事項

- 1 施行期日に関する事項
 - (1) 7号告示は、平成28年4月1日から施行することとしたこと（7号告示附則第1項関係）。
 - (2) 8号告示及び10号告示は、平成28年6月1日から施行することとしたこと（8号告示附則第1項及び10号告示附則第1項関係）

- (3) 9号告示は、公布の日から施行することとしたこと（9号告示附則関係）。

2 経過措置に関する事項

- (1) 7号告示の施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における配管の摩擦損失計算については、なお従前の例によることができることとしたこと（7号告示附則第2項関係）。
- (2) ハロゲン化物消火設備の加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等及び粉末消火設備の加圧式粉末消火剤貯蔵容器等に係る点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、8号告示の施行日から起算して3年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができることとしたこと（8号告示附則第2項関係）。
- (3) ハロゲン化物消火設備の圧力上昇防止措置に係る消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、8号告示の施行日から起算して6か月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができることとしたこと（8号告示附則第3項関係）。
- (4) ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備に係る消防用設備等試験結果報告書の様式については、10号告示の施行日から起算して3年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができることとしたこと（10号告示附則第2項関係）。

(連絡先)

消防庁予防課

池町、近藤、吉田、久保田、境

T E L 03-5253-7523

F A X 03-5253-7533

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第七号チ、第十四条第一項第十一号ホ、第十六条第三項第三号へ及び第三十一条第八号の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第三十二号（配管の摩擦損失計算の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

消防庁長官 佐々木敦朗

第一中「第十二条第七号チ」を「第十二条第一項第七号チ」に改める。

第二中「配管用炭素鋼管」を「水配管用亜鉛めっき鋼管」に改め、「同じ。」の下に「G三四四

二）、配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格）を加え、
$$H_n = 1.0 \frac{Q_k^{1.85}}{D_k^{4.87}} \left[\frac{I'_{k+I''_k}}{100} \right]$$
を

$$H_n = 0.9 \frac{Q_k^{1.85}}{D_k^{4.87}} \left[\frac{I'_{k+I''_k}}{100} \right]$$
に、「ステンレス鋼管」を「ステンレス鋼鋼管」に、「G三四

五二）、」を「G三四四二）、配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G三四五二）、」に、「から第七」を「から別表第七」に改める。

別表第一中「~~亜鉛めっき鋼管~~」を「~~亜鉛めっき鋼管~~」に改める。

別表第四から別表第七までを次のように改める。

別表第4 一般配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四四八）に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別	大きさの呼び名													
	25 (30Su)	32 (40Su)	40 (50Su)	50 (60Su)	65 (75Su)	80 (80Su)	100 (100Su)	125 (125Su)	150 (150Su)	200 (200Su)	250 (250Su)	300 (300Su)		
管継手	45°エルボ	シヨート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.7	2.3	2.8	3.3
		ロング	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.7	2.1	2.5
	90°エルボ	シヨート	0.7	0.9	1.0	1.2	1.6	1.8	2.4	2.9	3.4	4.5	5.6	6.7
手式	チーズ又はクロス (分流90°)	ロング	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.8	2.2	2.6	3.4	4.2	5.0
		チーズ又はクロス (分流90°)	1.9	2.4	2.8	3.5	4.4	5.1	6.6	8.2	9.6	12.7	15.8	18.8
バルブ類	逆止弁 (スイング型)	仕切弁	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.8	2.2	2.7
		玉形弁	14.1	18.0	20.6	25.7	32.7	38.0	49.2	60.6	71.1	93.9	116.7	139.5
		アングル弁	7.1	9.0	10.3	12.8	16.4	19.0	24.6	30.3	35.5	46.9	58.3	69.8
		逆止弁 (スイング型)	3.5	4.5	5.2	6.4	8.2	9.5	12.3	15.2	17.8	23.5	29.2	34.9

備考1 単位は、メートルとする。

2 一般配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四四八）に適合する管に配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四五九）を材料とする管継手を接続する場合にあつては、本表の値に一・三を乗じた値とする。

3 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあつては、レジューサとする。）及びブツシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第5 配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四五九）スケジュールSに応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種 別	大きさの呼びA													
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	
ね じ 込 み 管 式	45°エルボ	0.5	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5	3.0	3.9	4.9	5.8
	90°エルボ	1.2	1.5	1.7	2.2	2.8	3.3	3.8	4.4	5.3	6.4	8.4	10.4	12.4
	リタンベンド (180°)	2.8	3.6	4.2	5.3	6.9	8.1	9.3	10.6	13.0	15.5	20.4	25.4	30.3
	チーズ又はクロス	2.3	2.9	3.4	4.4	5.6	6.7	7.7	8.7	10.7	12.7	16.7	20.8	24.9

継	(分流90°)																
	シヨート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.2	1.4	1.7	2.2	2.8	3.3			
溶	45°エルボ	ロソヅ	0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.7	2.1	2.5		
		シヨート	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0	2.3	2.8	3.4	4.5	5.6	6.6		
手	90°エルボ	ロソヅ	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.3	4.2	5.0		
		チーズ又はクロス (分流90°)	1.7	2.2	2.6	3.3	4.2	5.0	5.8	6.5	8.0	9.5	12.6	15.6	18.7		
バ	ル	グ	類	仕切弁	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.8	2.2	2.6
				玉形弁	12.9	16.4	19.0	24.3	31.4	37.1	42.7	48.3	59.3	70.6	93.0	115.8	138.2
				アソヅル弁	6.5	8.2	9.5	12.2	15.7	18.5	21.3	24.2	29.6	35.3	46.5	57.9	69.1
				逆止弁 (スソヅ型)	3.2	4.1	4.8	6.1	7.8	9.3	10.7	12.1	14.8	17.7	23.2	29.0	34.5

備考 1 単位は、メートルとする。

- 2 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあつては、レジューサとする。）及びソツシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第6 配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四五九）スケジュール二十Sに忠じた管継手
及びバルブ類を使用する場合

種別	大きさの呼び名														
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300		
ねじ込み管	45°エルボ	0.5	0.7	0.8	1.0	1.3	1.5	1.8	2.0	2.4	2.9	3.8	4.8	5.7	
	90°エルボ	1.1	1.5	1.7	2.1	2.8	3.3	3.8	4.3	5.2	6.2	8.2	10.2	12.3	
継手	リターンベンド (180°)	2.7	3.6	4.2	5.2	6.8	7.9	9.2	10.4	12.7	15.2	19.9	24.9	29.9	
	チーヅ又はクロス (分流90°)	2.2	2.9	3.4	4.3	5.6	6.5	7.5	8.5	10.4	12.5	16.3	20.4	24.5	
溶接式	45°エルボ	シヨート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0	1.1	1.4	1.7	2.2	2.7	3.3
		ロング	0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.6	2.0	2.5
	90°エルボ	シヨート	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	1.7	2.0	2.3	2.8	3.3	4.4	5.5	6.5
		ロング	0.4	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.3	4.1	4.9
仕切弁	チーヅ又はクロス (分流90°)	1.7	2.2	2.6	3.2	4.2	4.9	5.6	6.4	7.8	9.4	12.3	15.3	18.4	
		0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.7	2.2	2.6	

ル ズ 類	玉形弁	12.5	16.4	19.0	23.9	30.9	36.2	41.8	47.5	57.9	69.3	90.8	113.6	136.4
	アングル弁	6.2	8.2	9.5	11.9	15.5	18.1	20.9	23.7	29.0	34.6	45.4	56.8	68.2
	逆止弁 (スイング型)	3.1	4.1	4.8	6.0	7.7	9.1	10.4	11.9	14.5	17.3	22.7	28.4	34.1

備考 1 単位は、メートルとする。

2 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用する場合、ソケット（溶接式のものにあつては、レジュウサとする。）及びブツシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第 7 配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格 G 三四五九）スケジュール四十に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種 別	大きさの呼びA													
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	
	0.5	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	1.7	1.9	2.4	2.8	3.8	4.6	5.6	
ね じ	45°エルボ													
	1.1	1.4	1.6	2.1	2.7	3.1	3.6	4.1	5.1	6.1	8.0	9.9	12.0	
管 込	リタソベント													
	2.6	3.5	4.0	5.1	6.5	7.6	8.8	10.0	12.3	14.8	19.6	24.2	29.2	

継 手	み 式	(180°)													
		チーズ又はクロス (分流90°)	2.2	2.9	3.3	4.2	5.3	6.3	7.2	8.2	10.1	12.1	16.1	19.9	24.0
溶 接 式	45°エルボ	シヨート	0.3	0.4	0.4	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.3	1.6	2.1	2.7	3.2
		ロング	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.6	2.0	2.4
		シヨート	0.6	0.8	0.9	1.1	1.4	1.7	1.9	2.2	2.7	3.2	4.3	5.3	6.4
	90°エルボ	ロング	0.4	0.6	0.7	0.8	1.1	1.3	1.4	1.6	2.0	2.4	3.2	4.0	4.8
		チーズ又はクロス (分流90°)	1.6	2.2	2.4	3.2	4.0	4.7	5.4	6.2	7.6	9.1	12.1	14.9	18.0
	バ ル ブ 類	逆 止 弁 (スイング型)	仕切弁	0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.7	2.1
玉形弁			12.1	15.9	18.1	23.4	29.6	34.9	40.0	45.7	56.2	67.5	89.4	110.4	133.3
アングル弁			6.0	8.0	9.1	11.7	14.8	17.4	20.0	22.8	28.1	33.7	44.7	55.2	66.6
逆止弁 (スイング型)			3.0	4.0	4.5	5.9	7.4	8.7	10.0	11.4	14.0	16.9	22.4	27.6	33.3

備考 1 単位は、メートルとする。

2 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあつては、レジューサとする。）及びブツシュについては、本表を

適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における配管の摩擦損失計算については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成二十年消防庁告示第三十二号（配管の摩擦損失計算の基準）の一部を改正する件 新旧対照表
 ○ 平成二十年消防庁告示第三十二号（配管の摩擦損失計算の基準）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第七号チ、第十四条第一項第十一号ホ、第十六条第三項第三号へ及び第三十一条第八号に規定する配管の摩擦損失計算の基準を定めるものとする。</p> <p>第二 配管の摩擦損失計算</p> <p>配管の摩擦損失計算は、次の算式によるものとする。</p> $H = \sum_{n=1}^Z H_{n+5}$ <p>（流水検知装置を使用しないものにあつては</p> $H = \sum_{n=1}^Z H_n$ <p>Hは、配管の摩擦損失水頭（単位 メートル） Nは、配管の摩擦損失計算に必要なHnの数 Hnは、次の算式により求める配管の大きさの呼びごとの摩擦損失水頭（単位 メートル）</p>	<p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第七号チ、第十四条第一項第十一号ホ、第十六条第三項第三号へ及び第三十一条第八号に規定する配管の摩擦損失計算の基準を定めるものとする。</p> <p>第二 配管の摩擦損失計算</p> <p>配管の摩擦損失計算は、次の算式によるものとする。</p> $H = \sum_{n=1}^Z H_{n+5}$ <p>（流水検知装置を使用しないものにあつては</p> $H = \sum_{n=1}^Z H_n$ <p>Hは、配管の摩擦損失水頭（単位 メートル） Nは、配管の摩擦損失計算に必要なHnの数 Hnは、次の算式により求める配管の大きさの呼びごとの摩擦損失水頭（単位 メートル）</p>

$$H_n = 1.2 \frac{Q_k^{1.85}}{D_k^{4.87}} \left[\frac{I'k + I''k}{100} \right] \quad (\text{管の種別が水配管用亜鉛}$$

めっき鋼管（日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）G三四四二）、配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G三四五二）又は圧力配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G三四五四）を使用する場合）

$$H_n = 0.9 \frac{Q_k^{1.85}}{D_k^{4.87}} \left[\frac{I'k + I''k}{100} \right] \quad (\text{管の種別が一般配管用ス}$$

テンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四四八）又は配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四五九）を使用する場合）

$$H_n = \frac{8425.4 Q_k^{1.85}}{C^{1.85} D_k^{4.87}} \left[\frac{I'k + I''k}{100} \right] \quad (\text{管の種別が水配管用}$$

亜鉛めっき鋼管（日本工業規格G三四四二）、配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G三四五二）、圧力配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G三四四八）、一般配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四四八）又は配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四五九）以外を使用する場合）

Q_k は、大きさの呼びが k である配管内を流れる水又は泡水溶液の流量（単位 リットル毎分）の絶対値

D_k は、大きさの呼びが k である管の基準内径（単位 センチメートル）の絶対値

$$H_n = 1.2 \frac{Q_k^{1.85}}{D_k^{4.87}} \left[\frac{I'k + I''k}{100} \right] \quad (\text{管の種別が配管用炭素鋼}$$

管（日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）G三四五二）又は圧力配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G三四五四）を使用する場合）

$$H_n = 1.0 \frac{Q_k^{1.85}}{D_k^{4.87}} \left[\frac{I'k + I''k}{100} \right] \quad (\text{管の種別が一般配管用ス}$$

テンレス鋼管（日本工業規格G三四四八）又は配管用ステンレス鋼管（日本工業規格G三四五九）を使用する場合）

$$H_n = \frac{8425.4 Q_k^{1.85}}{C^{1.85} D_k^{4.87}} \left[\frac{I'k + I''k}{100} \right] \quad (\text{管の種別が配管用炭}$$

素鋼管（日本工業規格G三四五二）、圧力配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G三四四八）、一般配管用ステンレス鋼管（日本工業規格G三四四八）又は配管用ステンレス鋼管（日本工業規格G三四五九）以外を使用する場合）

Q_k は、大きさの呼びが k である配管内を流れる水又は泡水溶液の流量（単位 リットル毎分）の絶対値

D_k は、大きさの呼びが k である管の基準内径（単位 センチメートル）の絶対値

Cは、流量係数であり、次式によって求めた数

$$C = \left[\frac{458 \times \left[\frac{Q}{3.785} \right]^{1.85} \times 3.2787}{p \times \left[\frac{d}{2.54} \right]^{4.87} \times 1.4223} \right]^{1/1.85}$$

Qは、大きさの呼びがkである配管内を流れる水又は泡水溶液の流量（単位 リットル毎分）

pは、一〇〇メートルあたりの損失水頭（単位 メートル毎一〇〇メートル）

dは、大きさの呼びがkである配管の基準内径（単位 センチメートル）

I^{'k}は、大きさの呼びがkの直管の長さの合計（単位 メートル）

I^{''k}は、大きさの呼びがkの管継手及びバルブ類について、次式（別表第一から別表第七までに掲げる管継手及びバルブ類にあつては、当該管継手及びバルブ類の大きさの呼びに応じて使用する管の種別ごとに定めた別表第一から別表第七までに定める値）により直管相当長さに換算した等価管長の合計（単位 メートル）

$$I''k = \frac{\lambda D k}{4f}$$

λは、管継手及びバルブ類の形状による摩擦係数

Cは、流量係数であり、次式によって求めた数

$$C = \left[\frac{458 \times \left[\frac{Q}{3.785} \right]^{1.85} \times 3.2787}{p \times \left[\frac{d}{2.54} \right]^{4.87} \times 1.4223} \right]^{1/1.85}$$

Qは、大きさの呼びがkである配管内を流れる水又は泡水溶液の流量（単位 リットル毎分）

pは、一〇〇メートルあたりの損失水頭（単位 メートル毎一〇〇メートル）

dは、大きさの呼びがkである配管の基準内径（単位 センチメートル）

I^{'k}は、大きさの呼びがkの直管の長さの合計（単位 メートル）

I^{''k}は、大きさの呼びがkの管継手及びバルブ類について、次式（別表第一から別表第七までに掲げる管継手及びバルブ類にあつては、当該管継手及びバルブ類の大きさの呼びに応じて使用する管の種別ごとに定めた別表第一から別表第七までに定める値）により直管相当長さに換算した等価管長の合計（単位 メートル）

$$I''k = \frac{\lambda D k}{4f}$$

λは、管継手及びバルブ類の形状による摩擦係数

f は、管継手及びバルブ類の材質等による摩擦係数

別表第 1 配管用炭素鋼管（日本工業規格 G 三四五二）に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別	大きさの呼び名														
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350	
ねじ	45 エルボ	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.8	2.2	2.9	3.6	4.3	4.8
	90 エルボ	0.8	1.1	1.3	1.6	2.0	2.4	2.8	3.2	3.9	4.7	6.2	7.6	9.2	10.2
管径	リタソベント (180°)	2.0	2.6	3.0	3.9	5.0	5.9	6.8	7.7	9.6	11.3	15.0	18.6	22.3	24.8
	チーヌ又はクロス (分派90°)	1.7	2.2	2.5	3.2	4.1	4.9	5.6	6.3	7.9	9.3	12.3	15.3	18.3	20.4
継手	45 エルボ	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0
	溶接 90 エルボ														
手接式	溶接 90 エルボ														
	チーヌ又はクロス (分派90°)	1.3	1.6	1.9	2.4	3.1	3.6	4.2	4.7	5.9	7.0	9.2	11.4	13.7	15.3
バルブ	仕切弁	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	2.0	2.2
	玉形弁	9.2	11.9	13.9	17.6	22.6	26.9	31.0	35.1	43.6	51.7	68.2	84.7	101.5	113.2
ノブ	アンクル弁	4.6	6.0	7.0	8.9	11.3	13.5	15.6	17.6	21.9	26.0	34.2	42.5	50.9	56.8
	逆止弁 (スイング型)	2.3	3.0	3.5	4.4	5.6	6.7	7.7	8.7	10.9	12.9	17.0	21.1	25.3	28.2

備考 1 単位は、メートルとする。

- 管継手のうちチーヌ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用する場合、ノブ（溶接式のもの）は、レジューサとする。）及びブツジユについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるもの）については、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

f は、管継手及びバルブ類の材質等による摩擦係数

別表第 1 配管用炭素鋼管（日本工業規格 G 三四五二）に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別	大きさの呼び名														
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350	
ねじ	45 エルボ	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.8	2.2	2.9	3.6	4.3	4.8
	90 エルボ	0.8	1.1	1.3	1.6	2.0	2.4	2.8	3.2	3.9	4.7	6.2	7.6	9.2	10.2
管径	リタソベント (180°)	2.0	2.6	3.0	3.9	5.0	5.9	6.8	7.7	9.6	11.3	15.0	18.6	22.3	24.8
	チーヌ又はクロス (分派90°)	1.7	2.2	2.5	3.2	4.1	4.9	5.6	6.3	7.9	9.3	12.3	15.3	18.3	20.4
継手	45 エルボ	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0
	溶接 90 エルボ														
手接式	溶接 90 エルボ														
	チーヌ又はクロス (分派90°)	1.3	1.6	1.9	2.4	3.1	3.6	4.2	4.7	5.9	7.0	9.2	11.4	13.7	15.3
バルブ	仕切弁	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	2.0	2.2
	玉形弁	9.2	11.9	13.9	17.6	22.6	26.9	31.0	35.1	43.6	51.7	68.2	84.7	101.5	113.2
ノブ	アンクル弁	4.6	6.0	7.0	8.9	11.3	13.5	15.6	17.6	21.9	26.0	34.2	42.5	50.9	56.8
	逆止弁 (スイング型)	2.3	3.0	3.5	4.4	5.6	6.7	7.7	8.7	10.9	12.9	17.0	21.1	25.3	28.2

備考 1 単位は、メートルとする。

- 管継手のうちチーヌ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用する場合、ノブ（溶接式のもの）は、レジューサとする。）及びブツジユについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるもの）については、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第4 一般配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四四八）に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別	大きさの呼び名												
	25 (305a)	32 (405a)	40 (505a)	50 (605a)	65 (755a)	80 (905a)	100 (1005a)	125 (1255a)	150 (1505a)	200 (2005a)	250 (2505a)	300 (3005a)	
管継手	90エルボ	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.7	2.3	2.8	3.3
	ショート ロング	0.3 0.3	0.3 0.3	0.4 0.4	0.5 0.5	0.6 0.6	0.7 0.7	0.9 0.9	1.1 1.1	1.3 1.3	1.7 1.7	2.1 2.1	2.5 2.5
主式	90エルボ	0.7	0.9	1.0	1.2	1.6	1.8	2.4	2.9	3.4	4.5	5.6	6.7
	ショート ロング	0.5 0.5	0.6 0.6	0.7 0.7	0.9 0.9	1.2 1.2	1.4 1.4	1.8 1.8	2.2 2.2	2.6 2.6	3.4 3.4	4.2 4.2	5.0 5.0
バルブ	チーヌ又はクロス (クランプ型)	1.9	2.4	2.8	3.5	4.4	5.1	6.6	8.2	9.6	12.7	15.8	18.8
	仕切弁	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.8	2.2	2.7
フル	玉形弁	14.1	18.0	20.6	25.7	32.7	38.0	49.2	60.6	71.1	93.9	116.7	139.5
	アンゲル弁	7.1	9.0	10.3	12.8	16.4	19.0	24.6	30.3	35.5	46.9	58.3	69.8
ブ	逆止弁	3.5	4.5	5.2	6.4	8.2	9.5	12.3	15.2	17.8	23.5	29.2	34.9
	(スイング型)												

備考1 単位は、メートルとする。

2 一般配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四四八）に適合する管に配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四五九）を材料とする管継手を接続する場合にあつては、本表

の値に一・三を乗じた値とする。

- 3 管継手のうちチーヌ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用する場合、ソケット（溶接式のものにあつては、レジューサとする。）及びブッシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第4 一般配管用ステンレス鋼管（日本工業規格G三四四八）に応じたバルブ類を使用する場合

種別	大きさの呼び名												
	25 (305a)	32 (405a)	40 (505a)	50 (605a)	65 (755a)	80 (905a)	100 (1005a)	125 (1255a)	150 (1505a)	200 (2005a)	250 (2505a)	300 (3005a)	
バルブ	仕切弁	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	1.9	2.3
	玉形弁	12.1	15.4	17.7	22.0	28.0	32.5	42.2	51.9	60.9	80.4	99.9	119.5
フル	アンゲル弁	6.0	7.7	8.8	11.0	14.0	16.3	21.1	26.0	30.4	40.2	50.0	59.7
	逆止弁	3.0	3.9	4.4	5.5	7.0	8.1	10.5	13.0	15.2	20.1	25.0	29.9
ブ	逆止弁	3.0	3.9	4.4	5.5	7.0	8.1	10.5	13.0	15.2	20.1	25.0	29.9
	(スイング型)												

備考 単位は、メートルとする。

別表第5 配管用ステンレス鋼管（日本工業規格G三四五九）スケジューール+Sに応じた管継手及びバンプ類を使用する場合

種別	大きさの呼び名														
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300		
ねじ	45エルボ	0.5	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5	3.0	3.9	4.9	5.8	
	90エルボ	1.2	1.5	1.7	2.2	2.8	3.3	3.8	4.4	5.3	6.4	8.4	10.4	12.4	
管径	リクンベント (180)	2.8	3.6	4.2	5.3	6.9	8.1	9.3	10.6	13.0	15.5	20.4	25.4	30.3	
	チーヌ又はクロス (分派90)	2.3	2.9	3.4	4.4	5.6	6.7	7.7	8.7	10.7	12.7	16.7	20.8	24.9	
継手	45エルボ	シャート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.2	1.4	1.7	2.2	2.8	3.3
		ロング	0.2	0.2	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.7	2.1	2.5
手接式	90エルボ	シャート	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0	2.3	2.8	3.4	4.5	5.6	6.6
		ロング	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.3	4.2	5.0
バナル	玉形弁	チーヌ又はクロス (分派90)	1.7	2.2	2.6	3.3	4.2	5.0	5.8	6.5	8.0	9.5	12.6	15.6	18.7
		仕切弁	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.8	2.2	2.6
ブンプ	逆止弁 (スイング型)	チーヌ又はクロス (分派90)	12.9	16.4	19.0	24.3	31.4	37.1	42.7	48.3	59.3	70.6	93.0	115.8	138.2
		アンダナル弁	6.5	8.2	9.5	12.2	15.7	18.5	21.3	24.2	29.6	35.3	46.5	57.9	69.1
バナル	逆止弁 (スイング型)	チーヌ又はクロス (分派90)	3.2	4.1	4.8	6.1	7.8	9.3	10.7	12.1	14.8	17.7	23.2	29.0	34.5
		仕切弁	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.8	2.2	2.6

備考1 単位は、メートルとする。

- 管継手のうちチーヌ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用する場合、ソケット（溶接式のもの）及びリジューサとする。）及びブツシュについて、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるもの）にあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第5 配管用ステンレス鋼管（日本工業規格G三四五九）スケジューール+Sに応じた管継手及びバンプ類を使用する場合

種別	大きさの呼び名														
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300		
ねじ	45エルボ	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.6	1.8	2.2	2.6	3.4	4.2	5.0	
	90エルボ	1.0	1.3	1.5	1.9	2.4	2.9	3.3	3.7	4.6	5.4	7.2	8.9	10.6	
管径	リクンベント (180)	2.4	3.1	3.6	4.6	5.9	7.0	8.0	9.1	11.1	13.2	17.4	21.7	25.9	
	チーヌ又はクロス (分派90)	2.0	2.5	2.9	3.8	4.8	5.7	6.6	7.5	9.1	10.9	14.3	17.9	21.3	
継手	45エルボ	シャート	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.2	1.5	1.9	2.4	2.8
		ロング	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.7	0.9	1.1	1.4	1.8	2.1
手接式	90エルボ	シャート	0.5	0.7	0.8	1.0	1.3	1.5	1.8	2.0	2.4	2.9	3.8	4.8	5.7
		ロング	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.2	2.9	3.6	4.3
バナル	玉形弁	チーヌ又はクロス (分派90)	1.5	1.9	2.2	2.8	3.6	4.3	4.9	5.6	6.9	8.2	10.8	13.4	16.0
		仕切弁	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.5	1.9	2.2
ブンプ	逆止弁 (スイング型)	チーヌ又はクロス (分派90)	11.1	14.0	16.3	20.8	26.9	31.8	36.5	41.4	50.8	60.5	79.6	99.2	118.3
		アンダナル弁	5.5	7.0	8.1	10.4	13.4	15.9	18.3	20.7	25.4	30.2	39.8	49.6	59.2
バナル	逆止弁 (スイング型)	チーヌ又はクロス (分派90)	2.8	3.5	4.1	5.2	6.7	7.9	9.1	10.4	12.7	15.1	19.9	24.8	29.6
		仕切弁	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.5	1.9	2.2

備考1 単位は、メートルとする。

- 管継手のうちチーヌ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用する場合、ソケット（溶接式のもの）及びリジューサとする。）及びブツシュについて、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるもの）にあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第6 配管用ステンレス鋼管（日本工業規格G三四五九）スケジュール二十Sに応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別	大きさの呼び名														
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300		
ねじ	45エルボ	0.5	0.7	0.8	1.0	1.3	1.5	1.8	2.0	2.4	2.9	3.8	4.8	5.7	
	90エルボ	1.1	1.5	1.7	2.1	2.8	3.3	3.8	4.3	5.2	6.2	8.2	10.2	12.3	
管径	リクンベント (180)	2.7	3.6	4.2	5.2	6.8	7.9	9.2	10.4	12.7	15.2	19.9	24.9	29.9	
継式	チーヌ又はクロス (分派90°)														
	シャート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0	1.1	1.4	1.7	2.2	2.7	3.3	
溶接	45エルボ	ロンゾ	0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.6	2.0	2.5
		シャート	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	1.7	2.0	2.3	2.8	3.3	4.4	5.5	6.5
手接式	90エルボ	ロンゾ	0.4	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.3	4.1	4.9
		チーヌ又はクロス (分派90°)	1.7	2.2	2.6	3.2	4.2	4.9	5.6	6.4	7.8	9.4	12.3	15.3	18.4
バル	仕切弁	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.7	2.2	2.6	
		玉形弁	12.5	16.4	19.0	23.9	30.9	36.2	41.8	47.5	57.9	69.3	90.8	113.6	136.4
フル	アンダルフ弁	6.2	8.2	9.5	11.9	15.5	18.1	20.9	23.7	29.0	34.6	45.4	56.8	68.2	
		逆止弁 (スイング型)	3.1	4.1	4.8	6.0	7.7	9.1	10.4	11.9	14.5	17.3	22.7	28.4	34.1

備考1 単位は、メートルとする。

- 管継手のうちチーヌ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用する場合、ソケット（溶接式のもの）及びリジューサとする。）及びブツシュについて、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるもの）にあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第6 配管用ステンレス鋼管（日本工業規格G三四五九）スケジュール二十Sに応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別	大きさの呼び名														
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300		
ねじ	45エルボ	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.2	4.1	5.0	
	90エルボ	1.0	1.3	1.5	1.8	2.4	2.8	3.2	3.7	4.5	5.3	7.0	8.8	10.5	
管径	リクンベント (180)	2.3	3.1	3.6	4.5	5.8	6.8	7.8	8.9	10.9	13.0	17.0	21.3	25.6	
継式	チーヌ又はクロス (分派90°)														
	シャート	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.4	1.9	2.3	2.8	
溶接	45エルボ	ロンゾ	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.9	1.1	1.4	1.8	2.1
		シャート	0.5	0.7	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.0	2.4	2.8	3.7	4.7	5.6
手接式	90エルボ	ロンゾ	0.4	0.5	0.6	0.7	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.1	2.8	3.5	4.2
		チーヌ又はクロス (分派90°)	1.4	1.9	2.2	2.8	3.6	4.2	4.8	5.5	6.7	8.0	10.5	13.1	15.8
バル	仕切弁	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.8	2.2	
		玉形弁	10.7	14.0	16.3	20.5	26.5	31.0	35.8	40.6	49.6	59.3	77.7	97.3	116.8
フル	アンダルフ弁	5.4	7.0	8.1	10.2	13.2	15.5	17.9	20.3	24.8	29.7	38.9	48.6	58.4	
		逆止弁 (スイング型)	2.7	3.5	4.1	5.1	6.6	7.8	8.9	10.2	12.4	14.8	19.4	24.3	29.2

備考1 単位は、メートルとする。

- 管継手のうちチーヌ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用する場合、ソケット（溶接式のもの）にあつては、リジューサとする。）及びブツシュについて、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるもの）にあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第7 配管用ステンレス鋼管（日本工業規格G三四五九）スケジューラ四十に於いた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別	大きさの呼び名														
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300		
ねじ	45エルボ	0.5	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	1.7	1.9	2.4	2.8	3.8	4.6	5.6	
	90エルボ	1.1	1.4	1.6	2.1	2.7	3.1	3.6	4.1	5.1	6.1	8.0	9.9	12.0	
管径	リクンベント (180)	2.6	3.5	4.0	5.1	6.5	7.6	8.8	10.0	12.3	14.8	19.6	24.2	29.2	
継式	チーヌ又はクロス (分派90)														
	シャート	2.2	2.9	3.3	4.2	5.3	6.3	7.2	8.2	10.1	12.1	16.1	19.9	24.0	
溶	45エルボ	シャート	0.3	0.4	0.4	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.3	1.6	2.1	2.7	3.2
		ロンゾ	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.6	2.0	2.4
手接式	90エルボ	シャート	0.6	0.8	0.9	1.1	1.4	1.7	1.9	2.2	2.7	3.2	4.3	5.3	6.4
		ロンゾ	0.4	0.6	0.7	0.8	1.1	1.3	1.4	1.6	2.0	2.4	3.2	4.0	4.8
バル	チーヌ又はクロス (分派90)														
	仕切弁	0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.7	2.1	2.5	
ル	玉形弁	12.1	16.9	18.1	23.4	29.6	34.9	40.0	46.7	56.2	67.5	89.4	110.4	133.3	
	アンダルフ弁	6.0	8.0	9.1	11.7	14.8	17.4	20.0	22.8	28.1	33.7	44.7	55.2	66.6	
種類	逆止弁 (スイング型)	3.0	4.0	4.5	5.9	7.4	8.7	10.0	11.4	14.0	16.9	22.4	27.6	33.3	

備考1 単位は、メートルとする。

- 管継手のうちチーヌ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用する場合、ソケット（溶接式のもの）及びブツシュについて、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるもの）に於いては、当該それぞれの大きさの呼び）に於いた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第7 配管用ステンレス鋼管（日本工業規格G三四五九）スケジューラ四十Sに於いた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別	大きさの呼び名														
	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300		
ねじ	45エルボ	0.4	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.0	2.5	3.2	4.0	4.8	
	90エルボ	0.9	1.2	1.4	1.8	2.3	2.7	3.1	3.5	4.3	5.2	6.9	8.5	10.3	
管径	リクンベント (180)	2.3	3.0	3.4	4.4	5.6	6.5	7.5	8.6	10.5	12.7	16.8	20.7	25.0	
継式	チーヌ又はクロス (分派90)														
	シャート	1.9	2.5	2.8	3.6	4.6	5.4	6.2	7.0	8.7	10.4	13.8	17.0	20.5	
溶	45エルボ	シャート	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.2	1.4	1.8	2.3	2.7
		ロンゾ	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0	1.4	1.7	2.1
手接式	90エルボ	シャート	0.5	0.7	0.7	1.0	1.2	1.4	1.6	1.9	2.3	2.8	3.7	4.5	5.5
		ロンゾ	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.2	1.4	1.7	2.1	2.8	3.4	4.1
バル	チーヌ又はクロス (分派90)														
	仕切弁	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.7	0.9	0.9	1.1	1.5	1.8	2.2
ル	玉形弁	10.3	13.6	15.5	20.1	25.3	29.9	34.3	39.1	45.1	57.8	76.6	94.6	114.1	
	アンダルフ弁	5.2	6.8	7.8	10.0	12.7	14.9	17.1	19.6	21.0	28.9	38.3	47.3	57.1	
種類	逆止弁 (スイング型)	2.6	3.4	3.9	5.0	6.3	7.5	8.6	9.8	12.0	14.5	19.1	23.6	28.5	

備考1 単位は、メートルとする。

- 管継手のうちチーヌ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用する場合、ソケット（溶接式のもの）に於いては、レジューサとする。）及びブツシュについて、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるもの）に於いては、当該それぞれの大きさの呼び）に於いた管の呼びの直管として計算するものとする。

○消防庁告示第八号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二第一号及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

消防庁長官 佐々木敦朗

別表第七 1 (2)カ中(カ)を(キ)とし、(オ)の次に次のように加える。

(カ) バルブ継

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

別表第七 1 中(18)を(19)とし、(12)から(17)までを(13)から(18)までとし、(11)の次に次のように加える。

(12) 圧力上昇防止措置

適正に設けられ、機能が正常であること。

別表第八 1 (2)カ中(カ)を(キ)とし、(オ)の次に次のように加える。

(カ) バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

別記様式第七（その三）を次のように改める。

別記様式第七		ハロゲン化物消火設備（その3）	
配管・継手	配管		
	支持金具・つり金具		
配管の安全装置等	安全装置		
	破板		
消火剤等排出措置			
圧力上昇防止措置			
放出表示灯	外形		
	放射障害		
噴射ヘッド	外形		
	放射障害		
防区画変更等	外形		
	開口部の自動閉鎖装置		
非常電源	端子電圧	V	
	端切替装置		
配電装置	充電		
	接続		
周囲の状況	格納箱		
	ホースリール	m	
ホースリール	ホースリール		
	スズル開閉		
表示灯・標識（移動式）			
耐震措置			

- 備考
- この目紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択枚のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附 則

- 1 この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。
- 2 ハロゲン化物消火設備の加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等及び粉末消火設備の加圧式粉末消火剤貯蔵容器等に係る点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、この告示による改正後の昭和五十年消防庁告示第十四号（次項において「新告示」という。）別表第七1(2)、別表第八1(2)、別記様式第七（その一）及び別記様式第八（その一）の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 ハロゲン化物消火設備の圧力上昇防止措置に係る消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、新告示別記様式第七（その三）の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を改正する件
新旧対照表

○ 昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別表第7 ハロゲン化物消火設備の点検の基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ バルブ類</p> <p>変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。</p> <p>カ 加圧用ガス容器等</p> <p>ク～ケ (略)</p> <p>カ) <u>バルブ類</u></p> <p><u>変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。</u></p> <p>キ) (略)</p>	<p>別表第7 ハロゲン化物消火設備の点検の基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ バルブ類</p> <p>変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。</p> <p>カ 加圧用ガス容器等</p> <p>ク～ケ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>カ) (略)</p>

キ (略)

(3)～(11) (略)

(12) 圧力上昇防止措置

適正に設けられ、機能が正常であること。

(13)～(19) (略)

2 (略)

別表第8 粉末消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) (略)

(2) 加圧式粉末消火剤貯蔵容器等

ア～エ (略)

オ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

カ 加圧用ガス容器等

(7)～(9) (略)

(10) バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操

作が容易にできること。

(11) (略)

キ (略)

(3)～(11) (略)

(新設)

(12)～(19) (略)

2 (略)

別表第8 粉末消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) (略)

(2) 加圧式粉末消火剤貯蔵容器等

ア～エ (略)

オ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

カ 加圧用ガス容器等

(7)～(9) (略)

(新設)

(10) (略)

キ・ク (略)

(3)～(17) (略)

2 (略)

キ・ク (略)

(3)～(17) (略)

2 (略)

別記様式第7

ハロゲン化物消火設備 (その3)

配管・管継手				
配管等	支持金具・つり金具			
配管の安全装置等	安全装置			
	破壊板			
消火剤等	排出措置			
圧力上昇防止措置				
放出表示灯				
噴射ヘッド	外形			
	放射障害			
防護区画	変更等			
	開口部の自動閉鎖装置	電気で作動するもの		
非常電源	端子電圧	V		
	充電装置			
充電線	接続			
	周囲の状況			
規格	納箱			
	ホースリール	m		
ホースリール等	ホースリール			
	ズル開閉弁			
表示灯・標識 (移動式)				
耐震措置				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択技のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第7

ハロゲン化物消火設備 (その3)

配管・管継手				
配管等	支持金具・つり金具			
配管の安全装置等	安全装置			
	破壊板			
消火剤等	排出措置			
放出表示灯				
噴射ヘッド	外形			
	放射障害			
防護区画	変更等			
	開口部の自動閉鎖装置	電気で作動するもの		
非常電源	端子電圧	V		
	充電装置			
充電線	接続			
	周囲の状況			
規格	納箱			
	ホースリール	m		
ホースリール等	ホースリール			
	ズル開閉弁			
表示灯・標識 (移動式)				
耐震措置				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択技のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

○消防庁告示第九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十九条第五項第八号及び第十三号ハ、第二十条第四項第六号の二及び第八号並びに第二十一条第四項第三号ハ及び第五号の二の規定に基づき、不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

消防庁長官 佐々木敦朗

第三第一号中(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 常時閉止状態にあつて、電気式、ガス圧式等の開放装置により開放できるもの又は手動により容易に開放できるものであること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準の一部を改正する件 新旧対照表
 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第三 容器弁</p> <p>一 構造、材質及び機能</p> <p>容器弁の構造、材質及び機能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 常時閉止状態にあつて、電気式、ガス圧式等の開放装置により開放できるもの又は手動により容易に開放できるものがあること。</p> <p>(四) 時間の経過による変質により機能に影響を及ぼさず、かつ、輸送等の振動に耐えるものであること。</p> <p>(五) ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。</p> <p>二〇七 (略)</p>	<p>第三 容器弁</p> <p>一 構造、材質及び機能</p> <p>容器弁の構造、材質及び機能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(三) 時間の経過による変質により機能に影響を及ぼさず、かつ、輸送等の振動に耐えるものであること。</p> <p>(四) ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。</p> <p>二〇七 (略)</p>

○消防庁告示第十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

消防庁長官 佐々木敦朗

別記様式第七及び別記様式第八を次のように改める。



ハロゲン化物消火設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

設置階 設置場所	防護対象物の種別				
	固定式 全域放出方式	局部放出方式	設計放出時間 Sec		
放出方式	移動式		設計放出時間 Sec		
	試験項目				
外観	貯蔵消火剤等	設置場所	種別	容量等の内容	結果
		設置場所等		kg	
	貯蔵容器等	表示・標識			
		貯蔵容器			
		蓄圧値 (蓄圧式に限る。)		MPa	
		充填比			
		容器弁開放装置			
		安全装置・破壊板			
		設置場所等			
		加圧容器			
試験	加圧用ガス容器	安全装置・容器弁種別			
		加圧用ガス量	kg		
	加圧用ガス容器	設置場所等			
		構造等			

試験項目		種別・容量等の内容	結果
選択弁	設置場所等	設置場所	
	機器	表示 導管接続部 槽	_____ _____ _____
手動起動装置 設置場所等	機器	設置場所	_____
		設置位置	_____
		設置高さ	床面からの高さ m
		設備表示	_____
		取扱表示	_____
		塗色等	_____
		防護措置	_____
		表示灯	_____
		スイッチ	_____
		設置場所等	_____
自動起動装置	機器	手動・自動切替装置	_____
		構造等	_____
観	機器	感知器	_____
		設置位置	_____
試験	警報装置	警報方式	_____
		機器	音声再生装置の設置場所
		設置場所	構造・性能
		制御盤	_____
		機器等	表示灯・スイッチ類 防護措置 遅延装置 自動・手動起動切替装置
配管・ハルゾ類	設置状況	設置状況	_____
		配管系	_____
		操作管・逆止弁	_____
		構造・材質	_____
		口径・使用数等	_____
		安全装置	_____
		_____	_____

試験項目		種別・容量等の内容	結果
外観	噴射ヘッド 設置位置性能	——	
	防護区画等	——	
	開口部の自動閉鎖措置等	——	
	消火剤を付加する開口部面積	——	
	消火剤流出防止措置	——	
	開口部の位置	——	
	消火剤排出措置	——	
	圧力上昇防止措置	——	
	温度低下防止措置	——	
	常用電源	V	
電源	非常電源の種類	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備	
	設置位置	——	
試験	ノズル・ホース等	——	
	構造性能	——	
	表示灯・標識	——	
	耐震措置	——	
	防護区画		
	圧力調整装置試験		
	容器弁開放装置の作動試験		
	※容器弁のバルブ類の開放試験		
	選択作動試験		
	遅延時間		
機能試験	非常停止機構作動状況		
	音響警報先行作動状況		
	自動・手動切替作動状況		
	制御装置試験		
	※異常信号試験		
	短絡試験		
	地絡試験		
	起動装置による作動状況		
	警報鳴動状況		
	音響警報装置作動状況		
警報装置試験			
自動警報作動状況			

試験項目	試験項目		種別・容量等の内容	結果
	試験項目	試験項目		
機能試験 作動試験	付属装置 連動試験	作動状況		
	消火剤 放出	復旧操作状況 表示灯試験		
総合試験 総合作動 試験	全域放出 方式又は 局所放出 方式	選択弁作動状況・放出系路 通気状況		
		気密状況		
		区画別貯蔵容器開放数		
		音響警報装置作動状況		
		放出表示灯点灯状況		
		付属装置作動状況		
	移動式	移動式作動状況		

備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」（平成13年消防庁告示第38号）又は「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和51年消防庁告示第9号）に適合している旨の表示が付けられているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、良否を記入すること。
- 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

粉末消火設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

設置階	防護対象物の種別		
	設置場所		
放出方式	固定式	設計放出時間	sec
	移動式	設計放出時間	sec
試験項目	消火剤等	種別・容量等の内容	結具
	貯蔵場所等	設置場所	kg
		表示・標識	
	蓄圧式	貯蔵容器	
		容器弁開放装置	
		貯蔵タンク	
	加圧式	定圧作動装置	
		充填比	
	安全装置		
	設置場所等	加圧容器	
		容器弁	
		容器弁開放装置	
		種別	
	加圧用ガス	容器	
加圧用ガス		kg	
試験	貯蔵容器等		
	加圧用ガス		

試験項目		種別・容量等の内容	結具	
起動用 容器	設置場所等	等		
	構造器弁	——		
選択弁	設置場所等	等		
	表示	——		
機器	接続部	——		
	構造	——		
外観 起動装置	設置場所等	設置場所		
		設置位置	——	
	設置高さ	設置高さ	床面からの高さ	m
		設備表示	——	
	取扱表示	取扱表示	——	
		塗色等	——	
	機器	防護措置	——	
		表示灯	——	
	スイッチ	——		
	自動起動 装置	設置場所等		
構造器等		——		
機器	感知器	——		
	位置	——		
警報装置	警報の方式	——		
	音声再生装置の設置場所	——		
構造・性能	構造	——		
	位置	——		
制御装置	制御盤	——		
	表示灯・スイッチ類	——		
機器等	防護措置	——		
	遅延装置	——		
配管・バルブ類	自動・手動切替装置	——		
	配管系管路等	——		

試験項目		種別・容量等の内容	結果					
外	配管・バルブ類	操作管・逆止弁	——					
		構造・材質	——					
		口径・使用数等	——					
		安全装置	——					
		設置場所等	——					
		構造・性能	——					
		観	防護区画等	防護区画面	——			
				開口部の自動閉鎖装置等	——			
				消火剤を付加する開口部面積	——			
				消火剤流出防止措置	——			
試験	電源	常用電源の種類	V					
		非常電源の種類	自家発電設備・蓄電池設備・燃焼発電設備					
機	作動試験	ノズル・ホース等	設置位置	——				
			構造・性能	——				
		耐震措置	表示灯・標識	——				
			位置	——				
		能	作動試験	防護区画面	容器弁開放装置の作動試験			
					※容器弁のバルブ類の開放試験			
				選択弁作動試験	遅延時間			
					制御装置試験	非常停止機構作動状況		
				試験	作動試験	警報装置試験	音警報優先作動状況	
							自動・手動切替作動状況	
警報装置試験	起動装置による作動状況							
	警報鳴動状況							
付属装置連動試験	音声警報装置作動状況							
	自動警報作動状況							
		作動状況						
		復旧操作状況						

粉末消火設備

①

試験項目	試験内容	種別・容量等の内容		結果	
機能試験 作動試験	定圧作動装置試験	作動圧力 (MPa)			
		作動時間 (sec)			
	放出表示灯試験				
	圧力調整装置試験				
	クリーニング装置試験				
	全域放出方式又は放出局所放出方式	選択作動状況・放出系路			
		通気状況			
		気密状況			
		音響警報装置作動状況			
		放出表示灯点灯状況			
総合試験 総合作動試験	附属装置作動状況				
	移動式				
備考					

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 選択取扱いのある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

3 ※印の試験は、「『活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準』(昭和51年消防庁告示第9号)に適合している旨の表示が行われているものにあつては、省略することができる。

4 結果の欄には、良否を記入すること。

5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。

6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

附 則

1 この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

2 ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備に係る消防用設備等試験結果報告書の様式については、この告示による改正後の平成元年消防庁告示第四号別記様式第七及び別記様式第八の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○ 平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を改正する件 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<hr/> <hr/> <hr/>
現 行	<hr/> <hr/> <hr/>

別記様式第7

①

ハロゲン化物消火設備試験結果報告書				試験実施日	年	月	日
試験実施者				住所			
氏名				印			
設置階	防護対象物の種別	設計放出時間	sec				
設置場所	固定式 全域放出方式 局所放出方式	設計放出時間	sec				
放出方式	移動式	設計放出時間	sec				
試験項目							
試験項目	種別・容量等の内容	結果					
貯蔵容器等	設置場所	kg					
貯蔵容器等	表示・標識						
貯蔵容器等	貯蔵容器						
貯蔵容器等	蓄圧値(蓄圧式に限る)	MPa					
貯蔵容器等	充てん比						
貯蔵容器等	容器弁開放装置						
貯蔵容器等	安全装置・破壊板						
貯蔵容器等	設置場所						
加圧用ガス容器	加圧容器						
加圧用ガス容器	安全装置・容器弁						
加圧用ガス容器	種類別						
加圧用ガス容器	質量	kg					
起動用ガス容器	設置場所						
起動用ガス容器	構造等						
起動用ガス容器	弁						

別記様式第7

①

ハロゲン化物消火設備試験結果報告書				試験実施日	年	月	日
試験実施者				住所			
氏名				印			
設置階	防護対象物の種別	設計放出時間	sec				
設置場所	固定式 全域放出方式 局所放出方式	設計放出時間	sec				
放出方式	移動式	設計放出時間	sec				
試験項目							
試験項目	種別・容量等の内容	結果					
貯蔵容器等	設置場所	kg					
貯蔵容器等	表示・標識						
貯蔵容器等	貯蔵容器						
貯蔵容器等	蓄圧値(蓄圧式に限る)	MPa					
貯蔵容器等	充てん比						
貯蔵容器等	容器弁開放装置						
貯蔵容器等	安全装置・破壊板						
貯蔵容器等	設置場所						
加圧用ガス容器	加圧容器						
加圧用ガス容器	安全装置・容器弁						
加圧用ガス容器	種類別						
加圧用ガス容器	質量	kg					
起動用ガス容器	設置場所						
起動用ガス容器	構造等						
起動用ガス容器	弁						

ハロゲン化物消火設備

②

試験項目	設置場所	種別・容量等の内容	結果
選択弁	設置場所等	設置場所	
	機器	表示 導管接続部 構造	
手動起動装置	設置場所等	設置場所	
		設置位置	
		設置高さ	床面からの高さ m
		設備表示	
		取扱表示	
		塗色等	
		防護措置	
		表示灯	
		スイッチ	
		設置場所等	
自動起動装置	設置場所等	手動・自動切替装置	
		構造等	
警報装置	機器	感知器	
		警報方式 音声再生装置の設置場所 構造・性能	
制御装置	設置場所等	制御盤	
		表示灯・スイッチ類	
		防護措置	
		延焼防止	
		自動・手動起動切替装置	
		設置状況	
配管・バルブ類	設置状況	配管系	
		逆止弁	
		構造材料	
		口径・使用数等	

ハロゲン化物消火設備

②

試験項目	設置場所	種別・容量等の内容	結果
選択弁	設置場所等	設置場所	
	機器	表示 導管接続部 構造	
手動起動装置	設置場所等	設置場所	
		設置位置	
		設置高さ	床面からの高さ m
		設備表示	
		取扱表示	
		塗色等	
		防護措置	
		表示灯	
		スイッチ	
		設置場所等	
自動起動装置	設置場所等	手動・自動切替装置	
		構造等	
警報装置	機器	感知器	
		警報方式 音声再生装置の設置場所 構造・性能	
制御装置	設置場所等	制御盤	
		表示灯・スイッチ類	
		防護措置	
		延焼防止	
		自動・手動起動切替装置	
		設置状況	
配管・バルブ類	設置状況	配管系	
		逆止弁	
		構造材料	
		口径・使用数等	

ハロゲン化物消火設備

③

試験項目	種別・容量等の内容	結果	
			試験項目
火 災 防 護 区 画 等	噴射ヘッド		
	設置位置		
	構造・性能		
	防護区画		
	開口部の自動閉鎖措置等		
	消火剤を付加する開口部面積		
	消火剤流出防止措置		
	開口部の位置		
	消火剤排出措置		
	圧力上昇防止措置		
電 源	非常電源の種類	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備	
	設置位置		
耐 震	構造・性能		
	表示灯・標識		
機 能 試 験	防護区画		
	圧力調整装置試験		
	容器弁開放装置の作動試験		
	※容器弁のバルブ類の開放試験		
	選択弁作動試験		
	遅延時間		
	非常停止機構作動状況		
	音響警報先行作動状況		
	制御装置 試験		
	自動・手動切替作動状況		
警報装置 試験			
自動警報作動状況			

ハロゲン化物消火設備

③

試験項目	種別・容量等の内容	結果
火 災 防 護 区 画 等	安全装置	
	設置位置	
	構造・性能	
	防護区画	
	開口部の自動閉鎖措置等	
	消火剤を付加する開口部面積	
	消火剤流出防止措置	
	開口部の位置	
	消火剤排出措置	
	圧力上昇防止措置	
電 源	非常電源の種類	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備
	設置位置	
耐 震	構造・性能	
	表示灯・標識	
機 能 試 験	防護区画	
	圧力調整装置試験	
	容器弁開放装置の作動試験	
	※容器弁のバルブ類の開放試験	
	選択弁作動試験	
	遅延時間	
	非常停止機構作動状況	
	音響警報先行作動状況	
	制御装置 試験	
	自動・手動切替作動状況	
警報装置 試験		
自動警報作動状況		

ハロゲン化物消火設備

④

試験項目	種別・容量等の内容	結果							
			試験項目	種別・容量等の内容	結果				
機能試験 作動試験	附属装置 運動試験	作動状況							
	消火剤 放出試験	復旧操作状況							
総合試験 総合作動 試験	全域放出 方式又は 局所放出 方式	表示灯試験							
		運転弁作動状況・放出系統							
		通気状況							
		気密状況							
		区画別貯蔵容器開放数							
		音響警報装置作動状況							
		放出表示灯点灯状況							
		附属装置作動状況							
		移動式							
		移動式作動状況							

備考

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 空印の試験は、「不活性ガス消火設備等の取組の基準」(平成13年消防庁告示第38号)又は「不活性ガス消火設備等の容器等・安全装置及び破壊板の基準」(昭和61年消防庁告示第9号)に適合している旨の表示がけされているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、良否を記入すること。
- 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

ハロゲン化物消火設備

④

試験項目	種別・容量等の内容	結果						
			試験項目	種別・容量等の内容	結果			
機能試験 作動試験	附属装置 運動試験	作動状況						
	消火剤 放出試験	復旧操作状況						
総合試験 総合作動 試験	全域放出 方式又は 局所放出 方式	表示灯試験						
		運転弁作動状況・放出系統						
		通気状況						
		気密状況						
		区画別貯蔵容器開放数						
		音響警報装置作動状況						
		放出表示灯点灯状況						
		附属装置作動状況						
		移動式						
		移動式作動状況						

備考

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 結果の欄には、良否を記入すること。
- 4 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 5 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

別記様式第 8

①

設置階		防護対象物の種別		粉末消火設備試験結果報告書		試験実施日		年	月	日	
				試験実施者		住所		氏名		印	
設置場所		防		護		対		象		物	
固定式		全域放出方式		局所放出方式		設計放出時間		sec		結果	
移动式		全域放出方式		局所放出方式		設計放出時間		sec		結果	
試験項目		消火剤		設置場所		種類・容量等の内容		kg		結果	
貯蔵容器等		表示・標識		設置場所		種類・容量等の内容		kg		結果	
貯蔵容器		貯蔵容器		貯蔵容器		種類・容量等の内容		kg		結果	
蓄圧式		容器弁開放装置		容器弁開放装置		種類・容量等の内容		kg		結果	
加圧式		貯蔵タンク		貯蔵タンク		種類・容量等の内容		kg		結果	
定圧作動装置		定圧作動装置		定圧作動装置		種類・容量等の内容		kg		結果	
充てん比		充てん比		充てん比		種類・容量等の内容		kg		結果	
安全装置		安全装置		安全装置		種類・容量等の内容		kg		結果	
設置場所		設置場所		設置場所		種類・容量等の内容		kg		結果	
加圧機		加圧機		加圧機		種類・容量等の内容		kg		結果	
容器弁開放装置		容器弁開放装置		容器弁開放装置		種類・容量等の内容		kg		結果	
種類		種類		種類		種類・容量等の内容		kg		結果	
加圧用ガス		加圧用ガス		加圧用ガス		種類・容量等の内容		kg		結果	
容器		容器		容器		種類・容量等の内容		kg		結果	

別記様式第 8

①

設置階		防護対象物の種別		粉末消火設備試験結果報告書		試験実施日		年	月	日	
				試験実施者		住所		氏名		印	
設置場所		防		護		対		象		物	
固定式		全域放出方式		局所放出方式		設計放出時間		sec		結果	
移动式		全域放出方式		局所放出方式		設計放出時間		sec		結果	
試験項目		消火剤		設置場所		種類・容量等の内容		kg		結果	
貯蔵容器等		表示・標識		設置場所		種類・容量等の内容		kg		結果	
貯蔵容器		貯蔵容器		貯蔵容器		種類・容量等の内容		kg		結果	
蓄圧式		容器弁開放装置		容器弁開放装置		種類・容量等の内容		kg		結果	
加圧式		貯蔵タンク		貯蔵タンク		種類・容量等の内容		kg		結果	
定圧作動装置		定圧作動装置		定圧作動装置		種類・容量等の内容		kg		結果	
充てん比		充てん比		充てん比		種類・容量等の内容		kg		結果	
安全装置		安全装置		安全装置		種類・容量等の内容		kg		結果	
設置場所		設置場所		設置場所		種類・容量等の内容		kg		結果	
加圧機		加圧機		加圧機		種類・容量等の内容		kg		結果	
容器弁開放装置		容器弁開放装置		容器弁開放装置		種類・容量等の内容		kg		結果	
種類		種類		種類		種類・容量等の内容		kg		結果	
加圧用ガス		加圧用ガス		加圧用ガス		種類・容量等の内容		kg		結果	
容器		容器		容器		種類・容量等の内容		kg		結果	

粉末消火設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
起動用ガス容器	設置場所等	_____	
	構造等	_____	
選択弁	設置場所等	_____	
	表示	_____	
手動起動装置	設置場所等	設置位置	_____
		設置高さ	床面からの高さ _____ m
	設備表示	取扱表示	_____
		塗色等	_____
	機器	防護措置	_____
		表示六灯	_____
	設置場所等	スイッチ	_____
		構造等	_____
	自動起動装置	構造等	_____
		感知器	_____
警報装置	警報の方式	_____	
		音声再生装置の設置場所	_____
設置場所等	制御盤	_____	
		表示灯・スイッチ類	_____
制御装置	機器等	防護措置	_____
		遅延装置	_____
自動・手動切替装置	自動・手動切替装置	_____	

配管・バルブ類	配管系統等	状況	_____

粉末消火設備

②

試験項目		種別・容量等の内容	結果
起動用ガス容器	設置場所等	_____	
	構造等	_____	
選択弁	設置場所等	_____	
	表示	_____	
手動起動装置	設置場所等	設置位置	_____
		設置高さ	床面からの高さ _____ m
	設備表示	取扱表示	_____
		塗色等	_____
	機器	防護措置	_____
		表示六灯	_____
	設置場所等	スイッチ	_____
		構造等	_____
	自動起動装置	構造等	_____
		感知器	_____
警報装置	警報の方式	_____	
		音声再生装置の設置場所	_____
設置場所等	制御盤	_____	
		表示灯・スイッチ類	_____
制御装置	機器等	防護措置	_____
		遅延装置	_____
自動・手動切替装置	自動・手動切替装置	_____	

配管・バルブ類	配管系統等	状況	_____

粉末消火設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果
試験	操作管・逆止弁	—	②
	構造・使用数等	—	
	口径・使用数等	—	
	安全装置	—	
	設置場所等	—	
	構造・性能	—	
	噴射ヘッド	—	
	防護区画	—	
	開口部の自動閉鎖装置等	—	
	消火剤を付加する開口部面積	—	
試験	消火剤流出防止措置	—	
	常用電源	V	
	非常電源の種類	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備	
	設置位置	—	
	構造・性能	—	
	ノズル・ホース等	—	
	表示灯・標識	—	
	耐震措置	—	
	防護区画	—	
	容器弁開放装置の作動試験	—	
機能試験	※容器弁のバルブ類の開放試験	—	
	遅延弁作動試験	—	
	遅延時間	—	
	制御装置	—	
	非常停止機構作動状況	—	
	音響警報先行作動状況	—	
	自動・手動切替作動状況	—	
	起動装置による作動状況	—	
	警報鳴動状況	—	
	警報装置音	—	
音響警報装置作動状況	—		
自動警報作動状況	—		
付属装置	—		
作動状況	—		
復旧操作状況	—		
耐震試験	—		

粉末消火設備

試験項目		種別・容量等の内容	結果
試験	操作管・逆止弁	—	②
	構造・使用数等	—	
	口径・使用数等	—	
	安全装置	—	
	設置場所等	—	
	構造・性能	—	
	噴射ヘッド	—	
	防護区画	—	
	開口部の自動閉鎖装置等	—	
	消火剤を付加する開口部面積	—	
試験	消火剤流出防止措置	—	
	常用電源	V	
	非常電源の種類	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備	
	設置位置	—	
	構造・性能	—	
	ノズル・ホース等	—	
	表示灯・標識	—	
	耐震措置	—	
	防護区画	—	
	容器弁開放装置の作動試験	—	
機能試験	遅延弁作動試験	—	
	遅延時間	—	
	制御装置	—	
	非常停止機構作動状況	—	
	音響警報先行作動状況	—	
	自動・手動切替作動状況	—	
	起動装置による作動状況	—	
	警報鳴動状況	—	
	警報装置音	—	
	音響警報装置作動状況	—	
自動警報作動状況	—		
付属装置	—		
作動状況	—		
復旧操作状況	—		
耐震試験	—		

粉末消火設備

④

機能試験	試験項目		種別・容量等の内容	結果
	定圧作動装置試験	作動圧力(MPa) 作動時間(sec)		
作動試験	放出圧力調整試験	試験		
		クリーニング装置試験		
総合試験	全域放出方式又は出方式	運転作動状況・放出系路		
		通気状況		
		気密状況		
		音響警報装置作動状況		
		放出表示灯点灯状況		
		附属装置作動状況		
移動式	移動式作動状況			

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の容器等・安全装置及び破断試験の基準」（昭和51年消防庁告示第9号）に適合している旨の表示が付けられているものにあつては、省略することができる。
- 結果の欄には、良否を記入すること。
- 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

粉末消火設備

④

機能試験	試験項目		種別・容量等の内容	結果
	定圧作動装置試験	作動圧力(MPa) 作動時間(sec)		
作動試験	放出圧力調整試験	試験		
		クリーニング装置試験		
総合試験	全域放出方式又は出方式	運転作動状況・放出系路		
		通気状況		
		気密状況		
		音響警報装置作動状況		
		放出表示灯点灯状況		
		附属装置作動状況		
移動式	移動式作動状況			

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 結果の欄には、良否を記入すること。
- 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。